生垣助成について

- 1 生垣設置に期待する効果
- (1) 街並みに潤いを与え、心にやすらぎをあたえる
- (2) 暑さを和らげ快適な空間をつくる
- (3) 風やほこりによる各被害を防止する
- (4) 土や雨水の流水を防ぎ、地下に浸透させる
- (5) 騒音を和らげる
- (6) 火事の延焼を防ぐ

2 助成の内容

生け垣の総延長に 1m当たり¥10,000 を乗じた額

- (1) 千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる
- (2) 限度額は¥100,000 とする(助成金は予算の範囲内で交付する)

※参考:清瀬市みどりの環境をつくる条例施行規則 別表第2

3 現況と今後

各助成金制度の是非について、助成金適正化委員会から「本来の補助目的と効果は、現行の補助金の活用方法では達成できるものではない」という見解が出され、「廃止」との評価を受けた。

それに対して、生け垣助成の要件で、フェンスと生け垣設置を併用する場合の補助対象要件の見直し、また、民地等における危険木や病害虫防除等への剪定等実施を新規対象として「廃止」から「現状維持」へ転換を目指す。